

第1編 総論

本計画の趣旨、防災関係機関の業務、自然的条件及び社会的条件等の砥部町の概要、過去の災害の概要等の計画の基本となる事項を示す。

第 1 節 計画の主旨

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、砥部町の地域に係る防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格

この計画は、砥部町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行う。

また、本町を含む愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震への防護や円滑な避難の確保に関する事項及び同地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、同地震による人的被害を軽減する被害の低減の充実及び対策の地震防災対策の推進を図るとともに、その実現のため住民運動を展開する。

第 3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の 3 編による。

1 第 1 編 総 論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、自然的条件及び社会的条件等の砥部町の概要、過去の災害等の概要等の計画の基本となる事項を示す。

2 第 2 編 風水害等対策編

(1) 第 1 章 風水害等災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の安全性確保、住民生活の確保方策等の予防対策を示す。

(2) 第 2 章 風水害等災害応急対策

風水害等災害が発生した場合の応急対策を示す。

(3) 第 3 章 風水害等災害復旧・復興対策

風水害等災害発生後の復旧、復興対策を示す。

3 第 3 編 震災対策編

(1) 第 1 章 地震災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、住民生活の確保方策等の震災予防対策を示す。

(2) 第 2 章 地震災害応急対策

地震災害が発生した場合の応急対策を示す。

(3) 第3章 地震災害復旧・復興対策

地震災害発生後の復旧、復興対策を示す。

(4) 第4章 南海トラフ地震防災対策

南海トラフ地震への対策を示す。

第4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、町民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業者、町及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、町民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、本計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町との間の協定締結も考慮する。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
砥 部 町	(1) 町地域防災計画の作成 (2) 南海トラフ地震対策推進計画の策定 (3) 防災に関する組織の整備 (4) 防災思想の普及 (5) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定 (6) 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進 (7) 防災訓練の実施 (8) 防災のための施設等の整備 (9) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査 (10) 被災者の救出、救護等の措置 (11) 高齢者、障がい者等、難病患者、妊産婦、乳幼児その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)のうち、災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支援対策の促進 (12) 避難の準備情報や勧告、指示に関する事項及び避難所の開設 (13) 消防、水防その他の応急措置 (14) 被災児童生徒の応急教育の実施 (15) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施 (16) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施 (17) 災害時における町有施設及び設備の整備・点検 (18) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保 (19) 緊急輸送の確保 (20) 災害復旧の実施 (21) 災害対策に関する近隣市町間の相互応援協力 (22) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第2 消 防

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊予消防等事務組合 消防本部	(1) 防災に関する普及活動に関すること。 (2) 消防、水防及びその他応急措置に関すること。 (3) 救急、救護及びその他応急措置に関すること。

第3 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
愛媛県	(1) 県地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災思想の普及 (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進 (5) 防災訓練の実施 (6) 防災のための施設等の整備 (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査 (8) 被災者の救出、救護等の措置 (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進 (10) 避難準備情報、避難の勧告又は指示に関する事項 (11) 水防その他の応急措置 (12) 被災児童生徒の応急教育の実施 (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施 (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施 (15) 災害時における県有施設及び設備の整備・点検 (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保 (17) 緊急輸送の確保 (18) 災害復旧の実施 (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整 (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
中予地方局	(1) 災害時における愛媛県災害対策本部松山支部の設置及び運営に関すること。 (2) 災害時における情報等の収集及び伝達に関すること。 (3) 災害時の応急対策に関すること。 (4) 災害時の被害調査に関すること。
中予保健所	(1) 災害時における医療、助産、防疫及びその他保健衛生に関すること。

第4 関係機関等

1 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四 国 総 合 通 信 局	(1) 災害に備えた電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関すること。 (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 (4) 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。
四国財務局 (松山財務事務所)	(1) 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。
愛媛労働局(松山労働基準監督署)	(1) 事業場に対する災害対策の周知指導に関すること。 (2) 事業場等の被災状況の把握に関すること。
中国四国農政局 (愛媛農政事務所)	(1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。 (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 (6) 災害時の食料の供給に関すること。 (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
四 国 森 林 管 理 局 (愛媛森林管理署)	(1) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
四 国 経 済 産 業 局	(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (2) 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。 (3) 災害時における電気、ガス事業に関する復旧促進等の対策に関すること。
中国四国産業保安監督部(四国支部)	(1) 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 (2) 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。 (3) 鉱山等における災害予防、災害対応対策、災害復旧等の指導に

	関すること。
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所)	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (2) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (3) 所掌に係る災害復旧事業に関すること。
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	(1) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送の斡旋に関すること。
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	(1) 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関すること。 (2) 気象及び気象災害に関する啓発活動及び防災訓練に対する協力に関すること。 (3) 異常な自然現象(異常水位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること。

2 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14特科隊	(1) 被害状況の把握に関すること。 (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。 (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。 (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること。 (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること。 (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること。 (7) 危険物の保安及び除去に関すること。

3 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (四国支社)	(1) 郵便業務の運営の確保に関すること。 (2) 郵便局の窓口業務の維持に関すること。

日本銀行 (松山支店)	(1) 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換えに関すること。 (2) 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の活用に関すること。 (3) 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のための幹旋・指導に関すること。 (4) 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関すること。 (5) 各種金融措置の広報に関すること。
日本赤十字社 (愛媛県支部)	(1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。 (2) 被災者に対する救援物資の配付に関すること。 (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。 (4) 赤十字奉仕団に対する救急法の講習等の指導に関すること。
日本放送協会 (松山放送局)	(1) 住民に対する防災知識の普及に関すること。 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 (4) 社会福祉事業団体義捐金品の募集、配分に関すること。
西日本高速道路株式会社(四国支社)	(1) 高速自動車道路の改築、維持及び修繕に関すること。 (2) 高速自動車国道等の管理及び災害復旧に関すること。
西日本電信電話株式会社(愛媛支店)、株式会社NTTドコモ(四国支社)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。 (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。 (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
日本通運株式会社(松山支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社	(1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
四国電力株式会社(松山支店)	(1) 電力施設等の保全に関すること。 (2) 電力供給の確保に関すること。 (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。 (4) 電力施設の災害予防措置及び広報に関すること。
KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	(1) 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

4 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人愛媛県医師会(伊予医師会)	(1) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
一般社団法人愛媛県歯科医師会(伊予歯科医師会)	(1) 検案時の協力に関すること。 (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、株式会社愛媛新聞社	(1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。 (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。 (3) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。 (5) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
伊予鉄道株式会社	(1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。 (2) 災害時における旅客の安全確保に関すること。
四国旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道施設等の保全と旅客の安全輸送の協力に関すること。 (2) 災害対策用物資及び人員輸送の協力に関すること。
一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会	(1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。 (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。 (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

5 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) 土地改良施設の整備及び保全に関すること。 (2) 災害復旧事業、各種防災事業の調査並びに測量、設計に関すること。

農 業 協 同 組 合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 共同利用施設等の保全に関すること。 (3) 組合員の被災状況調査及び援護に関すること。 (4) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (5) 被災組合員に対する融資斡旋に関すること。 (6) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 (7) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
森 林 組 合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 共同利用施設等の保全に関すること。 (3) 組合員の被災状況調査及び援護に関すること。 (4) 林産物の災害応急対策の指導に関すること。 (5) 林業生産資材及び林家生活資材の確保、斡旋に関すること。
砥 部 町 商 工 会	(1) 被災商工業者の援護に関すること。 (2) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。 (3) 災害時における中央資金の導入に関すること。
危険物施設管理者、 プロパンガス取扱機 関	(1) 危険物施設等の保全に関すること。 (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること。
砥部町社会福祉協議 会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。 (2) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。 (3) 義援金品の募集、配分に関すること。 (4) 災害用資機材の管理運営及び確保に関すること。
病院等の開設者もし くは管理者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 (2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産、救護に関すること。
社会福祉施設管理者	(1) 施設入所者や利用者の安全確保に関すること。

6 住民・事業者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
住民	(1) 住民 ア 自助の実践に関すること。 イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること。 ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること。 (2) 自主防災組織 ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること。 イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること。 ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること。 エ 県又は町が実施する防災対策への協力に関すること。
事業者	(1) 事業者 ア 来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること。 イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること。 ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること。 エ 災害応急対策の実施に関すること。 オ 県又は市町が実施する防災対策への協力に関すること。

第3節 砥部町の概要

第1 自然的条件

1 位 置

砥部町は愛媛県中央部に位置し、北は松山市と重信川を隔てて接している。西は松前町、伊予市と、東は松山市、久万高原町、南は内子町と接している。

役場所在地	広 ぼう	面 積	標 高
伊予郡砥部町	東西 9 km	101.57km ²	最低 30m
宮内1392番地	南北 21km		最高 1,010m

2 地形・地質

本町は周囲を山に囲まれ、北部地域では北に向かって重信川に注ぐ砥部川が中央を流れる盆地状の地形となっており、南に向かうにつれ標高が高くなる。南部地域は北ヶ森(1,010m)、山郷の辻(932m)などの山に囲まれた山間地域となっており、大部分が15度以上の傾斜を示す起伏の多い地形である。また、水梨山、上尾峠、サレガ峠を結ぶ分水嶺より南側は、肱川の支流である玉谷川が中央を南流している。

町北部の旧砥部町中央部付近には、西南日本を南北に分ける中央構造線が東西に横断し、これより北側は西南日本内帯、南側は外帯に属している。さらに、町南部の仙波から高市付近にかけては、御荷鉾構造線が東西に横断している。

これらから、本町の地質構造は、北から西南日本内帯に属する和泉層群分布域、西南日本外帯の三波川帯ならびに御荷鉾緑色岩分布域、秩父北帯に大きく区分され、これに石鎚山系の火山活動による火成岩、変成岩等が複雑に分布した形となっている。特に、町南部の三波川帯ならびに御荷鉾緑色岩分布域に属する地域では、地表面近くの結晶片岩が風化した粘土層による地すべりが発生しやすく、中野川、総津、多居谷、仙波、高市地区が地すべり地区に指定されている。

3 気 象

本町北部は年間を通して温暖な気候であるが、南部の山間部では、冬季には15cm程度の積雪もみられる。また、中間部は、寒暖の差が大きな盆地的気候となっている。

重信川に臨む町北部の平地部は、日照時間が長く気温も高い。また、石鎚山系、瀬戸内海からの風を受けて大きな空気の流れの中にあり、年間の降霜日数も非常に少ない。

町北部城山以南の盆地部は、四方を山に囲まれているため空気が滞留しやすく、冷たい停滞気流や降霜による農作物への被害が発生しやすい。

南部の山間部は、北部に比べて降雨量が多く、全般的に気温は低い、北から南によるほど温暖となる。また、冬季には積雪をみるが、降雪量は減少傾向にある。

第2 社会的条件

1 人口・世帯

本町の平成22年(国勢調査結果)の総人口は21,981人、総世帯数は8,272世帯であり、減少基調にある。また、平成22年の一世帯当たり人員は2.7人／世帯とほぼ横ばいである。

人口・世帯の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人 口(人)	20,802	21,705	22,075	22,424	21,981
増加率(%)	4.3	1.7	1.6	1.7	△1.9
世帯数(世帯)	6,462	7,127	7,731	8,201	8,272
増加率(%)	10.3	8.5	5.7	8.5	0.9
一世帯当たり人員	3.2人/世帯	3.0人/世帯	2.9人/世帯	2.7人/世帯	2.7人/世帯

平成22年の年齢3区分別人口の割合は、年少人口(0～14歳)が2,921人で13.3%、生産年齢人口(15～64歳)が13,491人で61.4%、老年人口(65歳以上)が5,447人で24.8%となっており、全国的に高齢化が進行している中で、本町においても着実に高齢化が進んでいる。

年齢3区分別人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口 (0～14歳)	4,402	3,823	3,335	3,050	2,921
構成比(%)	21.2	17.6	15.1	13.6	13.3
生産年齢人口 (15～64歳)	13,719	14,466	14,599	14,655	13,491
構成比(%)	66.0	66.6	66.2	65.4	61.4
老年人口 (65歳以上)	2,675	3,416	4,104	4,719	5,447
構成比(%)	12.9	15.7	18.6	21.0	24.8

注1：年齢不詳人口を含まない。

注2：構成比は四捨五入のため、合計が100%にならないものがある。

また、夜間人口(常住人口)に対する昼間人口の割合は0.8であり、松山市のベッドタウンとなっている状況を示している。

2 産業・就業構造

本町の基幹産業は、北部の旧砥部町では伝統産業である“砥部焼”、南部の旧広田村では農林業となっている。

北部のみかん栽培を含めて、農業を取り巻く環境は厳しく、農業就業者数は大幅に減少している。

商業は、北部に大型店が立地しているものの、松山市への消費流出や買い物構造の変化により、地元商店街や地域に点在する小売店の経営状況は厳しい。また、近年では、砥部焼、えひめこどもの城、とべ動物園といった県立施設や、豊かな自然環境を生かした観光産業の展開が進められている。

産業別就業構造では、第3次産業就業者が最も多く7割強を占め、次いで第2次産業が2割、第1次産業が1割弱となっており、第1次産業人口の減少と第3次産業人口の増加が続いている。

町内総生産(平成21年度)

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合 計
総生産(百万円)	2,145	11,817	45,004	58,966
構成比(%)	3.6	20.0	76.3	100.0

産業別就業人口(平成22年国勢調査)

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合 計
就業者数(人)	949	2,363	6,925	10,237
構成比(%)	9.3	23.1	67.6	100.0

注：分類不能を除く。四捨五入のため、各数値の合算と合計は一致しない。

3 社会基盤の整備状況

本町の道路網は、町の北端を四国縦貫自動車道が横ぎり、町を南北に縦断する国道33号及び379号を軸に構成されている。これらの道路の整備状況は、総道路実延長322.5kmのうち舗装道路延長268.2km(舗装率83.2%)、改良道路延長167.7km(改良率52.0%)となっている。国道及び県道の整備は順次進められつつあるものの、町道の整備が遅れており、南部の山間地では大型車の通行が困難な未改良区間が多く残されている。

道路整備状況(平成23年度末現在)

	国 道	県 道	町 道	合 計
実 延 長(km)	27.3	44.8	250.4	322.5
構成比(%)	8.5	13.9	77.6	100.0
舗装道路(km)	27.3	43.6	197.3	268.2
舗装率(%)	100.0	97.3	78.8	83.2
改良道路(km)	26.9	34.6	106.2	167.7
改良率(%)	98.4	77.2	42.4	52.0

上水道の普及率は、平成25年度末現在で93.9%となっており、ほぼ整備されている。下水道については、北部の一部で公共下水道が、南部の一部で農業集落排水整備事業が行われているものの、整備が立ち遅れている。

教育施設、保健・医療・福祉施設等については、概ね整備されているが、一部の教育施設、生涯学習施設については、避難所に指定されていることを踏まえて、耐震改修を進める必要がある。

第4節 過去の災害等の概要

第1 災害の履歴

本町の地形は、重信川流域にある北部地域の平地、盆地及びそれを囲む丘陵地・山地と、南部地域の肱川水系に属する傾斜の急な山間地域とに大きく二分されている。このため、過去、大きな災害に見舞われることの少なかった北部地域と、地すべり指定地区があるなど小規模な土砂災害に見舞われることの多い南部地域では、様相が異なっている。

北部地域では、これまで大きな災害が発生しておらず、過去の記録としては、昭和18年7月及び9月に、梅雨及び台風による豪雨があり、水害が発生した記録が残されている程度である。

一方、南部地域では、山間地域の小規模な土砂災害による道路被害が多発しているが、家屋や耕地に対する被害はほとんどなく、人的災害についても記録がない。

本町は大きな災害の少ない地域であったが、近年は気象の変化から時間30～40mmの激しい雨が観測され、土砂災害や河川の氾濫による被害がみられる。特に、平成17年7月の梅雨前線豪雨では、中野川地区で山腹崩壊が発生し、民家1棟が崩壊するなど大きな被害が発生している。

砥部町における主な気象災害 資料1－2

砥部町における主な火災 資料1－3

第2 地震発生 の条件

1 地形・地質

本県は、四国の北西部に位置し、四国中央部を東西に走る四国山地と、瀬戸内海から豊後水道にまたがる約1,700kmの海岸線に囲まれた細長い区域と、瀬戸内海、豊後水道に点在する大小の島々などによって形成されている。面積は約5,678 K m²で全都道府県の25位に位置している。

また、本県の地質は、阿波池田から四国中央市、西条市、松山市南方の砥部町を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。なお、三波川帯と秩父帯との間には、御荷鉾緑色岩類と呼ばれる火山碎屑岩、火山岩が分布している。

2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7－12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9－11年度）、愛媛県（平成8－11年度）及

び地域地盤環境研究所（平成 19 年度）によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

（１）断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、地震調査委員会による長期評価では、佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象としている。全体として長さは約 290 km で、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

（２）断層帯の過去の活動

四国東端の鳴門市付近から愛媛県伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲では、16 世紀に最新活動があったと推定される。この時には、鳴門市付近から佐田岬北西沖付近まで同時に活動したと推定されるが、複数の区間に分かれて活動した可能性もある。

また、一つ前の活動では、石鎚断層及びこれより東側の区間（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）、石鎚山脈北縁の岡村断層からなる区間、川上断層及びこれより西側の区間（石鎚山脈北縁西部－伊予灘）の 3 つに分かれて活動したと推定される。

岡村断層は、その東半分が讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の区間と並走し、また、西半分が石鎚山脈北縁西部－伊予灘の区間と並走する。各区間の 1 回の活動に伴う右横ずれ量は、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部で 6－7m 程度、石鎚山脈北縁の岡村断層で 6m 程度、石鎚山脈北縁西部－伊予灘で 2－3m 程度であった可能性がある。それぞれの区間の平均的な活動間隔は、東側の讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部では、約 1 千－1 千 6 百年、中央の岡村断層では、約 1 千－2 千 5 百年、西側の石鎚山脈北縁西部－伊予灘では、約 1 千－2 千 9 百年であった可能性がある。

（３）断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら 3 つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	石鎚山脈北縁西部－伊予灘	石鎚山脈北縁(岡村断層)	讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
構成断層	米湊・伊予・伊予灘東部・伊予灘西部	岡村	石鎚・畑野・寒川・佐野池田
長さ	約 130km	約 30km	約 130km
マグニチュード	8.0 程度 もしくはそれ以上	7.3－8.0 程度	8.0 程度 もしくはそれ以上
ずれの量	2－3m 程度	6m 程度	6－7m 程度
最新活動時期	16 世紀	16 世紀	16 世紀
再来間隔	約 1,000－2,900 年	約 1,000－2,500 年	約 1,000－1,600 年
地震後経過率(T/R)	0.1－0.5	0.2－0.5	0.3－0.5
発生確率 (30 年以内)	ほぼ 0－0.3%	ほぼ 0－0.3%	ほぼ 0－0.3%

断層面	高角度北傾斜 (深さ 2km 以浅)	北傾斜 30°-40° (深さ 5km 以浅)	北傾斜 30°-40° (深さ 5km 以浅)
-----	-----------------------	----------------------------	----------------------------

3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

(1) 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約 700km の細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

(2) 過去の地震について

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684 年）から現在までの 1,400 年間に、M8クラスの大地震が少なくとも 9 回起きていることが分かっている。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707 年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854 年）の間は 147 年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944 年）・南海地震（1946 年）の間隔は約 90 年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707 年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2 年となる。現時点（2013 年 1 月 1 日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に約 70 年が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

(3) 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944 年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854 年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707 年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946 年）や安政南海地震（1854 年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605 年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896 年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約 5,000 年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684 年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707 年）クラスの大地震は、300～600 年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約 2,000 年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707 年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

（4） 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された 88.2 年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後 30 年以内の地震発生確率は 70%程度となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものと考えられる。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

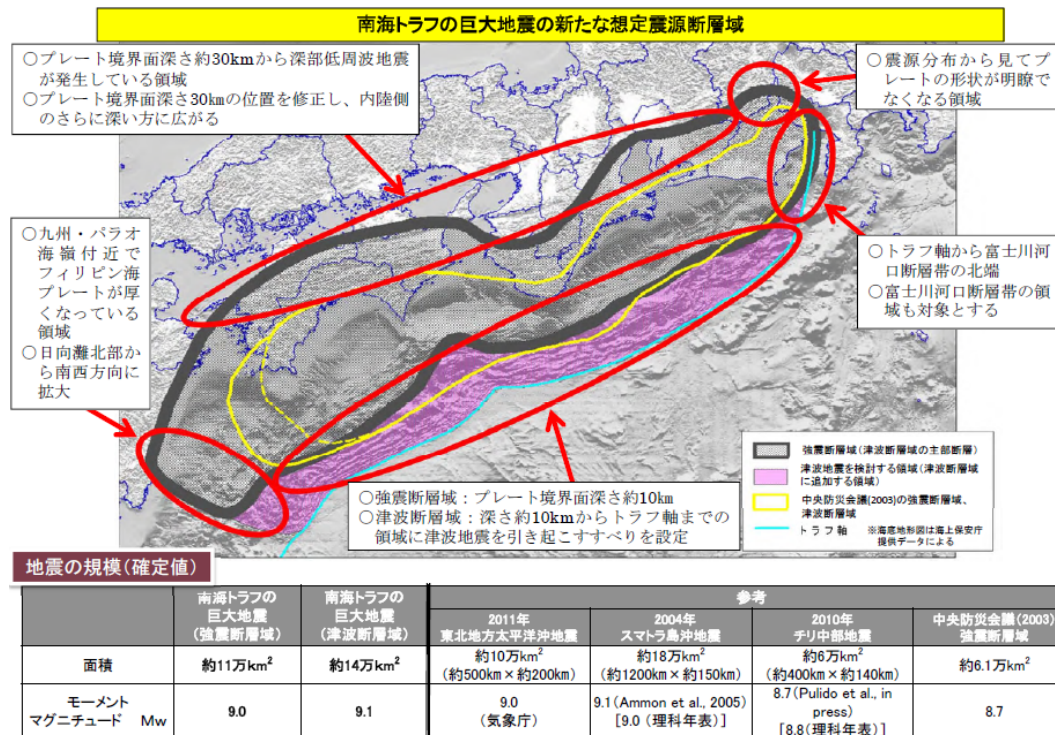
安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ 40～60km）が破裂する（ずれる）ことによって M6.7～M7.4 の大地震が発生する可能性がある。1649 年以降に M6.7～M7.4 の地震が領域内で 6 回発生しており、代表的な地震は 1905 年の芸予地震（M7.2）、2001 年の芸予地震（M6.7）である。

5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、本県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成 12～13 年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成 25 年 6 月 10 日に震度分布、津波浸水想定等、平成 25 年 12 月 26 日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域



※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成 25 年 3 月 31 日公表

(1) 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

(2) 調査の内容

- ア 地震動・液状化・土砂災害の想定
- イ 津波の想定
- ウ 建物被害
- エ 屋外転倒、落下物の発生
- オ 人的被害
- カ ライフライン被害
- キ 交通施設被害
- ク 生活支障
- ケ その他被害
- コ 経済被害(直接被害)
- サ 被災シナリオ

(3) 前提条件

- ア 季節、時刻等の想定シーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。
さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

イ 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

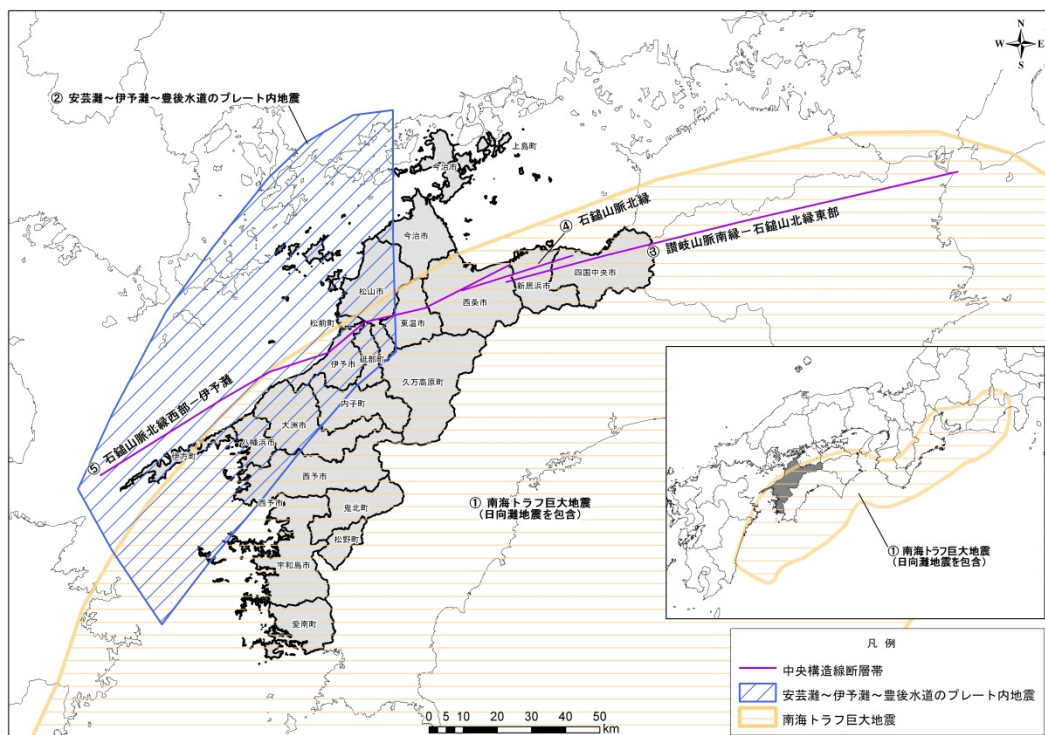
津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 想定地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名 称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0 (津波:9.1)
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震)	7.4
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (中央構造線断層帯)	8.0
④石鎚山脈北縁 (岡村断層) の地震 (中央構造線断層帯)	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (中央構造線断層帯)	8.0



(5) 想定結果
ア 地震動

各想定地震における市町別最大震度

市町名	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘 ～豊後水道の プレート内地震	讃岐山脈南縁～ 石鎚山脈北縁東 部の地震	石鎚山脈北縁の 地震	石鎚山脈北縁 西部～伊予灘の 地震
	想定地震 ①	想定地震 ②	想定地震 ③	想定地震 ④	想定地震 ⑤
松山市	7	6 強	6 弱	5 強	6 強
今治市	6 強	6 弱	6 弱	6 弱	6 強
宇和島市	7	5 強	4	3	5 強
八幡浜市	7	6 弱	4	4	6 弱
新居浜市	7	5 強	7	7	6 強
西条市	7	6 弱	6 強	6 強	7
大洲市	7	6 弱	4	4	6 強
伊予市	7	6 弱	5 弱	5 弱	6 強
四国中央市	7	5 弱	7	6 強	6 弱
西予市	7	6 弱	4	4	6 弱
東温市	6 強	5 強	5 強	5 弱	6 強
上島町	6 強	5 強	6 強	5 強	5 強
久万高原町	6 強	5 強	5 強	5 強	6 弱
松前町	7	6 弱	5 強	5 弱	6 強
砥部町	6 強	5 強	5 弱	5 弱	6 弱
内子町	6 強	5 強	4	4	6 弱
伊方町	7	6 弱	4	4	7
松野町	6 強	5 弱	3	3	5 弱
鬼北町	7	5 弱	4	4	5 弱
愛南町	7	5 弱	3	3	5 弱

第1編 総 論

イ 被害想定

愛媛県地震被害想定調査(H25.12)による各市町の被害が最大となる地震ケースの被害想定一覧

市町名	市町別 最大地震ケース	建物被害(全壊棟数) 冬18時強風						建物被害(半壊棟数) 冬18時					屋外転倒・落下物 の発生	
		揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災	合計	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	ブロック塀・自動 機(件)	屋外落 下物 (件)
		(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)		
松山市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	8,037	2,496	41	72	25,112	35,759	18,375	3,911	96	3,593	25,974	7,255	7,990
今治市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	5,764	1,843	32	480	978	9,096	18,249	3,298	75	5,203	26,824	3,748	4,908
宇和島市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	14,132	714	78	9,111	8,438	32,473	8,549	525	182	986	10,242	3,234	20,517
八幡浜市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	3,891	181	111	5,102	2,832	12,117	4,207	67	260	347	4,880	1,053	4,245
新居浜市	讃岐山脈南縁ー石鎚山脈 北縁東部の地震 (西から破壊)	21,245	1,105	12	0	17,818	40,180	9,420	1,114	28	0	10,561	4,667	35,589
西条市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	14,574	1,466	12	3,890	13,191	33,132	11,832	1,866	29	3,814	17,541	3,719	20,956
大洲市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	6,710	330	92	59	2,128	9,319	9,315	505	214	390	10,425	1,638	9,153
伊予市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	1,559	297	43	100	4,877	6,875	3,814	362	99	375	4,651	777	1,329
四国中央市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	14,945	1,046	17	66	10,213	26,288	9,329	1,187	40	459	11,014	1,804	23,720
西予市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	10,342	166	24	2,961	3,226	16,719	9,920	120	56	286	10,382	1,873	14,223
東温市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	2,092	119	10	0	2,065	4,286	4,179	188	24	0	4,391	854	1,970
上島町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	997	83	2	22	560	1,663	1,908	140	4	213	2,266	429	950
久万高原町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	1,007	26	39	0	10	1,082	3,671	48	92	0	3,811	486	746
松前町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	3,055	357	0	114	4,719	8,245	2,482	465	0	419	3,365	1,032	4,032
砥部町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	246	16	19	0	4	285	1,496	30	45	0	1,570	378	160
内子町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	1,333	65	37	0	438	1,873	3,994	107	86	0	4,187	621	1,323
伊方町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	99	96	55	1,664	2	1,916	604	77	129	388	1,199	172	61
松野町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	883	23	8	0	10	924	1,598	42	18	0	1,659	227	915
鬼北町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	2,847	66	11	0	26	2,950	3,783	123	25	0	3,930	553	3,223
愛南町	南海トラフ巨大地震 西側ケース	858	140	19	3,191	152	4,360	2,225	128	44	427	2,824	552	697

第 1 編 総 論

市町名	人的被害(死者数) 冬深夜							人的被害(負傷者数) 冬深夜							人的被害 (自力脱出困難者・要救助者)	
	建物倒壊		土砂災害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	ブロック塀倒壊等 (人)	合計 (人)	建物倒壊		土砂災害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	ブロック塀倒壊等 (人)	合計 (人)	揺れに伴う自力脱出困難者 (人)	津波による要救助者 (人)
	(人)	うち屋内収容物等 (人)						(人)	うち屋内収容物等 (人)							
松山市	482	61	4	184	45	0	715	5,464	966	5	78	161	0	5,707	2,745	35
今治市	351	19	3	284	3	0	641	4,601	309	3	50	7	0	4,662	948	10
宇和島市	825	41	6	1,444	293	0	2,568	4,425	609	8	29	129	0	4,591	2,169	208
八幡浜市	233	10	9	504	23	0	770	1,614	151	11	21	16	0	1,662	598	18
新居浜市	1,215	84	1	0	748	0	1,964	6,095	1,223	1	0	275	0	6,371	4,163	0
西条市	826	47	1	2,592	230	0	3,648	5,179	700	1	82	121	0	5,383	2,373	49
大洲市	390	16	7	47	40	0	484	3,023	250	9	3	23	0	3,058	879	10
伊予市	86	5	4	432	30	0	552	1,077	80	5	19	55	0	1,155	247	2
四国中央市	756	50	1	26	260	0	1,043	4,696	818	2	13	122	0	4,833	2,655	7
西予市	635	22	2	634	80	0	1,351	3,887	319	2	27	26	0	3,943	1,138	74
東温市	125	8	1	0	0	0	126	1,276	126	1	0	0	0	1,277	428	0
上島町	61	2	0	86	0	0	147	572	31	0	7	0	0	579	114	1
久万高原町	65	1	3	0	0	0	68	876	24	4	0	0	0	879	83	0
松前町	178	12	0	35	45	0	258	1,114	174	0	13	25	0	1,152	625	37
砥部町	15	1	2	0	0	0	16	320	23	2	0	0	0	322	57	0
内子町	81	3	3	0	0	0	84	1,010	43	4	0	0	0	1,014	142	0
伊方町	6	0	4	212	0	0	222	137	8	6	15	0	0	158	11	27
松野町	55	1	1	0	0	0	55	478	22	1	0	0	0	479	81	0
鬼北町	175	5	1	0	0	0	176	1,265	71	1	0	0	0	1,267	284	0
愛南町	52	3	2	1,247	0	0	1,300	609	43	2	24	0	0	635	131	195

第1編 総論

市町名	ライフライン 冬18時																				
	上水道 ※ライフライン…下水道以下同様に修正 ※断水人口が最大のケースを抽出										下水道								LPガス		
	給水人口 (人)	発災直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		容器転倒 戸数 (戸)	ガス漏洩 戸数 (戸)	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)		支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)			
松山市	489,061	288,134	58.9%	269,068	55.0%	167,872	34.3%	17,788	3.6%	310,143	174,982	56.4%	147,691	47.6%	53,444	17.2%	1,360	0.4%	4,304	3,019	
今治市	164,515	156,320	95.0%	154,189	93.7%	133,538	81.2%	37,492	22.8%	116,769	56,221	48.1%	43,945	37.6%	16,141	13.8%	785	0.7%	1,191	830	
宇和島市	85,153	85,079	99.9%	84,931	99.7%	84,045	98.7%	53,620	63.0%	18,933	18,346	96.9%	15,370	81.2%	7,144	37.7%	2,612	13.8%	870	613	
八幡浜市	37,380	37,317	99.8%	37,254	99.7%	36,813	98.5%	23,711	63.4%	27,563	27,411	99.4%	23,429	85.0%	11,213	40.7%	4,478	16.2%	417	291	
新居浜市	117,614	117,379	99.8%	117,144	99.6%	115,497	98.2%	66,570	56.6%	73,848	38,598	52.3%	32,567	44.1%	11,742	15.9%	295	0.4%	1,739	1,234	
西条市	56,064	55,957	99.8%	55,850	99.6%	55,101	98.3%	32,834	58.6%	63,965	63,845	99.8%	53,767	84.1%	21,218	33.2%	3,264	5.1%	1,365	963	
大洲市	42,347	42,178	99.6%	42,051	99.3%	41,290	97.5%	23,401	55.3%	6,857	6,378	93.0%	5,378	78.4%	1,947	28.4%	50	0.7%	573	402	
伊予市	35,232	28,173	80.0%	27,295	77.5%	21,606	61.3%	5,171	14.7%	20,600	15,284	74.2%	12,161	59.0%	4,419	21.5%	169	0.8%	307	214	
四国中央市	90,020	89,930	99.9%	89,750	99.7%	88,671	98.5%	51,622	57.3%	53,805	52,109	96.8%	43,109	80.1%	15,590	29.0%	379	0.7%	1,250	887	
西予市	39,213	39,213	100.0%	39,139	99.8%	38,808	99.0%	23,748	60.6%	16,911	16,096	95.2%	13,687	80.9%	5,589	33.0%	1,127	6.7%	556	393	
東温市	32,623	31,873	97.7%	31,644	97.0%	29,589	90.7%	13,604	41.7%	21,996	19,511	88.7%	16,453	74.8%	5,939	27.0%	132	0.6%	413	292	
上島町	7,125	7,082	99.4%	7,061	99.1%	6,898	96.8%	3,835	53.8%	7,109	6,767	95.2%	5,641	79.4%	2,047	28.8%	62	0.9%	111	78	
久万高原町	7,563	6,618	87.5%	6,474	85.6%	5,385	71.2%	1,399	18.5%	5,365	4,955	92.4%	4,179	77.9%	1,508	28.1%	32	0.6%	123	86	
松前町	30,524	30,524	100.0%	30,463	99.8%	30,190	98.9%	17,784	58.3%	8,125	7,551	92.9%	6,381	78.5%	2,328	28.6%	99	1.2%	376	267	
砥部町	20,822	17,969	86.3%	17,553	84.3%	14,492	69.6%	3,706	17.8%	3,053	2,718	89.0%	2,293	75.1%	827	27.1%	18	0.6%	171	117	
内子町	15,410	12,374	80.3%	12,004	77.9%	9,508	61.7%	2,250	14.6%	5,127	4,747	92.6%	4,004	78.1%	1,446	28.2%	31	0.6%	182	126	
伊方町	10,873	4,363	40.1%	4,137	38.1%	2,997	27.6%	1,594	14.7%	4,870	4,870	100.0%	4,212	86.5%	1,933	39.7%	680	14.0%	119	82	
松野町	4,333	4,324	99.8%	4,316	99.6%	4,255	98.2%	2,452	56.6%	0	0	－	0	－	0	－	0	－	63	45	
鬼北町	11,188	10,908	97.5%	10,819	96.7%	10,069	90.0%	4,498	40.2%	2,585	2,404	93.0%	2,027	78.4%	732	28.3%	16	0.6%	162	114	
愛南町	23,453	21,989	93.8%	21,693	92.5%	19,082	81.4%	7,867	33.5%	2,466	2,321	94.1%	1,956	79.3%	952	38.6%	399	16.2%	203	141	

第 1 編 総 論

市町名	ライフライン 冬18時																		交通施設			
	電力									通信(固定電話)									道路	鉄道	港湾	
	電灯軒数 (軒)	直後		1日後		2日後		7日後		回線数 (回線)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		被害箇所数 (浸水域内外) (箇所)	被害箇所数 (浸水域内外) (箇所)	港湾被害箇所数 (箇所)	漁港被害箇所数 (箇所)
		停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)		不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)				
松山市	282,223	198,243	70.2%	30,295	10.7%	9,701	3.4%	109	0.0%	366,500	263,133	71.8%	234,211	63.9%	0	0.0%	0	0.0%	17	104	57	36
今治市	106,961	79,850	74.7%	17,343	16.2%	7,326	6.8%	506	0.5%	134,200	99,922	74.5%	89,368	66.6%	3,529	2.6%	0	0.0%	16	69	91	75
宇和島市	49,850	48,977	98.2%	38,869	78.0%	30,007	60.2%	8,521	17.1%	67,600	57,510	85.1%	52,882	78.2%	15,243	22.6%	8,764	13.0%	23	80	48	419
八幡浜市	24,702	24,560	99.4%	21,205	85.8%	16,959	68.7%	5,054	20.5%	29,700	24,784	83.7%	22,815	77.1%	6,798	23.0%	4,041	13.6%	7	30	24	58
新居浜市	62,809	54,270	86.4%	21,606	34.4%	11,243	17.9%	188	0.3%	99,000	86,795	87.8%	78,986	79.9%	15,481	15.7%	4,550	4.6%	10	40	72	38
西条市	59,420	59,329	99.8%	51,762	87.1%	40,189	67.6%	6,095	10.3%	43,400	41,317	95.3%	38,050	87.8%	11,481	26.5%	6,907	15.9%	23	64	53	5
大洲市	28,411	28,365	99.8%	24,580	86.5%	18,792	66.1%	1,740	6.1%	53,100	52,930	99.7%	48,745	91.8%	14,704	27.7%	8,845	16.7%	15	88	20	17
伊予市	19,553	18,033	92.2%	8,541	43.7%	4,643	23.7%	141	0.7%	30,100	27,697	92.1%	25,329	84.2%	6,076	20.2%	2,762	9.2%	9	83	11	18
四国中央市	47,367	47,367	100.0%	41,594	87.8%	31,942	67.4%	2,984	6.3%	67,700	67,534	99.9%	62,203	92.0%	18,839	27.9%	11,374	16.8%	31	70	102	29
西予市	26,647	26,647	100.0%	23,594	88.5%	18,490	69.4%	3,177	11.9%	27,500	25,733	93.9%	23,702	86.5%	7,178	26.2%	4,334	15.8%	26	31	7	101
東温市	16,983	16,766	98.7%	13,451	79.2%	9,986	58.8%	849	5.0%	28,300	27,869	98.7%	25,641	90.9%	7,518	26.6%	4,399	15.6%	7	12	0	0
上島町	5,670	5,663	99.9%	4,941	87.1%	3,787	66.8%	360	6.4%	4,000	3,927	99.6%	3,617	91.7%	1,092	27.7%	657	16.7%	0	0	26	56
久万高原町	6,258	6,252	99.9%	5,451	87.1%	4,174	66.7%	382	6.1%	10,500	10,450	99.9%	9,624	92.0%	2,908	27.8%	1,752	16.8%	11	0	0	0
松前町	15,840	15,840	100.0%	13,920	87.9%	10,708	67.6%	1,075	6.8%	22,000	21,774	99.4%	20,055	91.5%	6,074	27.7%	3,667	16.7%	1	21	9	0
砥部町	11,586	11,546	99.6%	9,871	85.2%	7,496	64.7%	672	5.8%	9,400	9,363	99.6%	8,621	91.8%	2,588	27.5%	1,550	16.5%	3	0	0	0
内子町	10,373	10,373	100.0%	9,108	87.8%	6,992	67.4%	643	6.2%	9,600	9,600	100.0%	8,842	92.1%	2,678	27.9%	1,617	16.8%	8	24	0	0
伊方町	7,612	2,679	35.2%	1,142	15.0%	1,017	13.4%	1,017	13.4%	8,900	2,065	23.3%	1,459	16.4%	0	0.0%	0	0.0%	3	0	16	57
松野町	2,560	2,558	99.9%	2,230	87.1%	1,708	66.7%	156	6.1%	3,200	3,147	99.9%	2,898	92.0%	876	27.8%	528	16.7%	1	24	0	0
鬼北町	7,031	7,024	99.9%	6,124	87.1%	4,690	66.7%	429	6.1%	11,600	11,533	99.9%	10,622	92.0%	3,209	27.8%	1,933	16.7%	5	13	0	0
愛南町	14,405	14,126	98.1%	11,089	77.0%	8,586	59.6%	2,755	19.1%	11,500	9,473	82.5%	8,708	75.8%	2,488	21.7%	1,418	12.3%	13	0	4	164

第 1 編 総 論

市町名	生活支障 冬18時																		
	避難者 ※避難所計が最大のケースを抽出						帰宅困難者		物資不足量					医療機能支障					
	避難者 計 (1日 後) (人)	避難所 (人)	避難者 計 (1週間 後) (人)	避難所 (人)	避難者 計 (1ヶ月 後) (人)	避難所 (人)	帰宅困難者 (人)	居住 ゾーン 外への 外出者 (人)	(1～3日合計)		(4～7日合計)		毛布 (枚)	入院			外来		
									食糧 (食)	飲料水 (リットル)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)		需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)
松山市	89,002	56,647	85,628	46,212	60,518	18,156	36,310	25,273	394,561	816,010	728,066	1,406,339	93,059	1,976	699	1,278	4,013	5,270	0
今治市	40,306	26,156	44,630	25,637	44,963	13,489	17,899	15,769	185,133	774,486	372,286	1,486,173	47,651	1,002	320	682	3,383	3,301	82
宇和島市	52,588	34,113	47,089	33,430	63,935	19,180	7,714	6,178	254,224	14,608	485,491	332,765	67,070	1,887	79	1,807	2,605	277	2,327
八幡浜市	19,833	12,889	19,676	13,730	28,671	8,601	4,679	4,131	93,541	124,525	192,668	301,150	24,879	647	93	554	998	159	839
新居浜市	42,287	25,372	61,791	30,896	82,758	24,827	6,938	6,381	160,551	517,194	411,756	1,123,097	36,835	2,653	117	2,536	3,533	729	2,804
西条市	54,448	34,734	54,757	34,228	76,145	22,844	15,737	16,842	259,664	225,157	495,917	497,704	68,003	2,066	116	1,950	3,163	324	2,839
大洲市	12,111	7,389	19,421	10,029	28,438	8,531	5,683	4,394	49,614	218,675	128,573	445,112	14,047	846	88	758	2,080	239	1,842
伊予市	12,486	7,900	12,977	7,332	12,234	3,670	5,542	8,793	57,592	129,577	108,990	237,806	15,299	262	39	223	760	142	617
四国中央市	31,999	19,559	43,554	22,828	60,249	18,075	13,234	10,562	147,406	176,702	309,110	560,937	37,644	1,761	70	1,691	2,672	241	2,431
西予市	19,739	12,326	23,715	14,180	30,756	9,227	2,564	3,905	89,211	199,959	193,063	417,615	23,182	1,135	28	1,107	2,364	122	2,242
東温市	5,199	3,119	11,876	5,938	16,251	4,875	8,424	8,622	21,899	118,360	68,598	276,219	5,938	420	115	305	867	232	636
上島町	2,932	1,848	3,365	1,916	4,802	1,440	813	333	10,318	36,625	27,183	75,037	2,766	113	0	113	434	16	419
久万高原町	1,401	841	2,652	1,326	2,571	771	829	518	5,669	0	16,180	0	1,557	120	15	105	684	53	631
松前町	18,206	11,783	14,271	9,514	20,216	6,065	5,152	8,117	88,128	181,400	150,615	352,195	23,224	388	11	377	732	53	679
砥部町	671	403	4,379	2,190	4,085	1,226	3,263	6,297	3,370	1,358	20,811	46,651	264	30	6	23	237	78	159
内子町	2,339	1,403	4,762	2,381	4,403	1,321	1,822	2,807	11,020	28,271	28,420	70,596	2,348	144	11	133	721	72	649
伊方町	4,091	2,710	2,658	2,104	3,215	964	1,149	824	0	0	26,406	0	3,377	47	8	39	114	226	0
松野町	1,071	642	1,882	941	2,755	826	267	787	4,684	27,005	11,760	51,463	1,204	84	2	82	306	12	293
鬼北町	3,335	2,001	5,191	2,595	6,319	1,896	1,112	1,622	14,477	0	33,808	16,163	3,919	320	18	301	841	49	792
愛南町	10,875	7,179	8,683	6,326	10,570	3,171	3,594	3,233	42,629	100,816	96,215	204,080	12,380	262	31	231	423	100	324

第1編 総論

市町名	活支障 冬18時				その他被害 冬18時																	
	仮設住宅 必要世帯	仮設トイレ不足量			災害廃棄物		災害時 要援護者	文化財の被害				孤立集落		ため池被害						農業被害		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	災害廃棄物	津波堆積物		揺れ	火災	津波	合計	農業 集落	漁業 集落	危険度ランクA		危険度ランクB		危険度ランクC		液状化 被害面積	津波浸水 被害面積	
														危険 箇所数	保全 世帯数	危険 箇所数	保全 世帯数	危険 箇所数	保全 世帯数			
(世帯数)	(基)	(基)	(基)	(万トン)	(万トン)	(人)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(集落)	(集落)	(箇所)	(世帯)	(箇所)	(世帯)	(箇所)	(世帯)	(箇所)	(世帯)	(㎡)	(㎡)
松山市	17,065	189	154	61	220	60	11,034	1	1	0	2	4	0	37	13,897	263	11,543	289	15,825	16,494,483	1,411,765	
今治市	1,929	87	85	45	71	80	6,187	5	0	1	6	2	1	102	1,641	211	3,142	393	4,497	27,734,286	2,513,769	
宇和島市	6,442	114	111	64	248	93	8,735	1	0	0	1	28	3	105	523	56	1,109	13	50	12,781,602	3,306,203	
八幡浜市	2,368	43	46	29	96	27	3,052	1	0	0	1	0	0	1	0	13	10	7	58	263,803	490,289	
新居浜市	10,319	85	103	83	277	0	6,194	0	0	0	0	0	0	22	315	12	115	16	129	3,002,717	0	
西条市	6,881	116	114	76	236	195	7,701	0	0	0	0	10	0	69	830	63	1,748	25	257	58,058,419	20,065,914	
大洲市	1,552	25	33	28	69	5	1,645	4	1	0	4	7	0	30	38	43	145	12	12	10,483,857	2,085	
伊予市	1,241	26	24	12	43	16	1,577	0	0	0	0	10	4	55	5,579	53	1,786	35	6,523	6,948,299	343,592	
四国中央市	5,850	65	76	60	194	35	4,142	1	1	0	1	23	0	32	998	19	2,010	3	31	10,845,836	3,063,152	
西予市	2,352	41	47	31	126	20	3,225	1	1	0	1	87	14	121	753	100	629	24	322	391,875	688,704	
東温市	1,060	0	20	16	29	0	641	1	0	0	1	14	0	17	2,037	46	1,075	32	6,705	1,940,208	0	
上島町	292	6	6	5	12	7	585	0	0	0	0	0	0	8	221	8	326	10	124	1,558,837	376,434	
久万高原町	132	3	4	3	8	0	265	1	0	0	1	27	0	0	0	5	68	12	132	197,368	0	
松前町	2,047	39	32	20	54	28	2,218	0	0	0	0	0	0	2	36	0	0	0	0	10,519,282	1,530,718	
砥部町	81	1	7	4	2	0	72	0	0	0	0	0	0	2	25	27	724	16	1,375	236,949	0	
内子町	243	5	8	4	14	0	327	0	0	0	0	0	0	0	0	17	360	24	240	1,321,626	0	
伊方町	300	9	7	3	18	18	799	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	320,062	269,616	
松野町	103	2	3	3	7	0	177	0	0	0	0	14	0	17	14	14	23	10	27	793,290	0	
鬼北町	375	7	9	6	23	0	549	0	0	0	0	11	0	30	153	48	179	16	113	3,831,142	0	
愛南町	841	24	21	11	38	44	1,718	0	0	0	0	12	16	12	61	27	179	15	106	4,636,920	1,094,789	

第5節 地震防災緊急事業5箇年計画

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）の施行に伴い、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震より著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、愛媛県地震防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成18年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成し、整備を重点的に行うこととした。

町においても、地震防災上整備すべき施設等について、地震防災緊急事業5箇年計画及び緊急防災基盤整備事業計画を策定し、整備を推進する。